

レセ電通信医 2020020 号  
令和 2 年 10 月 20 日

レセプト電算処理医科システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部  
国保中央会医療保険部

### 令和 2 年 11 月診療分以降における特定器材コードの記録について

令和 2 年 8 月 31 日付け厚生労働省告示 304 号に基づき、新設された特定器材コードのうち、コードの引継ぎにより新規特定器材コードの設定が不要であった下記のコードについては、「令和 2 年 10 月 31 日」に廃止の予定となっております。

については、11 月診療分以降、廃止コードを用いて記録した場合、L3 エラーが発生しますので、ご留意願います。

なお、従前より設定されている同一名称の特定器材コードは、令和 2 年 11 月診療分以降も記録可能ですので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### 1 「令和 2 年 10 月 31 日」で廃止となる特定器材コード等

廃止コード	名称	令和 2 年 11 月診療分以降も 記録可能なコード (同一名称)
710011093	人工膝関節用材（脛骨側材・片側置換用 (間)・標準型)	738530000
710011095	頸動脈用ステントセット（標準型）	710010086

#### 2 令和 2 年 11 月診療分以降、前 1 の廃止コードを記録した場合に発生するエラー

##### (1) 医科及び D P C

L3403 「廃止または新設前のコードを使用」

##### (2) コーディングデータ

L3922 「廃止または新設前のコードを記録」